

平成18年度第3回沖縄県公共工事入札等適正化委員会 議事概要

開催日及び場所	平成 19 年 2 月 1 日 沖縄県土木建築部第一会議室	
出席委員氏名	宮城 嗣宏 宮里 節子 野崎四郎 有住 康則	
審議対象期間	平成 18 年 8 月 1日 ~ 平成 18 年 11月 30 日	
再苦情処理件数	件 数 0件	(備考)
入札審議件数	総件数 844件	
一般競争入札	23件	
共同企業体型指名競争入札	27件	
指名競争入札	773件	
随意契約	21件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	な し	な し

平成18年度第3回 抽出事案一覧

一般競争入札

- | | | |
|----------------------------|--------|-------------|
| 1 糸満人工礁造成工事 | 土木一式工事 | 農林水産部 漁港漁場課 |
| 2 那覇浄化センター管理棟受変電設備工事(E-06) | 電気工事 | 土木建築部 下水道課 |
| 3 石川高区調整池築造工事 | 建築一式工事 | 企業局 建設課 |
| 4 交通管制センター改良工事(端末設備) | 電気工事 | 警察本部 交通規制課 |

共同企業体指名称競争入札

- | | | |
|------------------|--------|-----------|
| 5 真喜屋大川真喜屋橋上部工工事 | 土木一式工事 | 土木建築部 河川課 |
|------------------|--------|-----------|

指名競争入札

- | | | |
|----------------------------|--------|---------------|
| 6 チイバナ林道開設工事 | 土木一式工事 | 農林水産部 森林緑地課 |
| 7 中城湾港(西原与那原地区)防波堤(南)(内)工事 | 土木一式工事 | 土木建築部 港湾課 |
| 8 伊良部大橋橋梁整備第2期工事(桁製作ヤード造成) | 土木一式工事 | 宮古支庁 土木建築課 |
| 9 久部良漁港防風施設工事 | 土木一式工事 | 八重山支庁 農林水産整備課 |

随意契約

- | | | |
|--------------------------|--------|---------------|
| 10 真地久茂地線街路改良工事(H18-1工区) | 土木一式工事 | 土木建築部 南部土木事務所 |
|--------------------------|--------|---------------|

意見・質問	回答
<p>Q 1 指名競争入札の中城湾港（西原与那原地区）防波堤（南）（内）工事は、入札参加者21社のなかで20社は1億6000万円台で応札し、最低制限価格未満の入札となり、結果として2億800万円台で応札した業者が98.86%の落札率で落札しています。</p> <p>大多数の業者が1億6000万円台で請け負えると入札したのですから、まさか質の悪い工事をするとということでは応札したとは思いません。予定価格が適正でなかったのではないのでしょうか。</p> <p>適正な施工ができ、安ければそのほうが良いと思うのですが、制限の範囲内の1社を単純に決定するのですか。それとも最低制限価格未満の業者の施工体制等を検討したうえで失格にするのですか。</p>	<p>A 1 入札のダンピング受注には問題があり、適正な価格で競争性を図り公正な入札をすることも大事なことです。</p> <p>現在、沖縄県にはダンピング受注防止のため最低制限価格制度と低入札価格調査制度の2つの制度があります。</p> <p>沖縄県の建設工事の入札は、主に最低制限価格制度で執行しており、最低制限価格未満の価格で入札したものは落札することができない仕組みです。</p> <p>低入札価格調査制度は、予定価格が24億1千万円以上の工事（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する自治大臣の定める額以上の建設工事をいう。）の場合にのみ設定しております。低入札調査基準価格未満の入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、書類提出や事情聴取等の調査後に落札者を決定する仕組みです。</p> <p>さらに、これだけでは不十分だということで、最近の入札制度として国では既に始まっておりますが、価格だけの競争ではなく価格に加えて技術力も評価する総合評価方式の試行を予定しております。</p> <p>また、予定価格の設定については、設計金額に基づいて設定します。設計金額は積算単価表や標準歩掛り等の計算式により積算しておりますので、設計金額が適正に積算されている以上は予定価格も適正に設定されているものと認識しております。</p>
<p>Q 2 21社中20社がこれだけの価格でできると応札しているわけですが。参加したほとんどの企業ができると思っているのだから、県は設計金額の積算が適正かどうか疑わないのですか。</p>	<p>A 2 設計金額の積算は、国であろうと地方自治体であろうと標準歩掛りを使用していますので、積算すると、同様な価格になると考えており、適正な価格であると思います。</p>
<p>Q 3 どうして適正と言えるのですか。圧倒的多数の業者がこのように最低</p>	<p>A 3 先ほどの説明の補足になりますが、標準歩掛りは、一般的にほとんどの業者が請負うと想定した場合の価格として積</p>

意見・質問	回答
<p>制限価格未満の価格でも十分にできるというようなことを言っているときに、むしろ一般的な評価ではないかというふうに判断できるのではないのでしょうか。</p> <p>前回の委員会でもこのようなケースがあったのですが、県は予定価格を下げるといふことはしないのですか。</p> <p>Q4 納得いかないです。</p> <p>別の指名競争入札のチイバナ林道開設工事でも、多くの業者が最低制限価格未満で応札しています。この案件も予定価格の見積基準が再検討されるべきケースだと思っておりますがどうでしょうか。</p> <p>Q5 設計金額は公表されているので、業者は予定価格をある程度予想していると思います。問題は、最低制限価格を何%程度で設定しているかだと思います。多分いろいろな部署でいろいろ変わるのだと思いますが、例えば今回の抽出事案の4番から7番の工事の最低制限価格が何%で設定されたかを教えて下さい。</p>	<p>算しておりますので、そういう意味からの適正というお話をしたわけでございます。</p> <p>A4 21業者中16社が最低制限価格未満で自動的に排除されたわけですが、沖縄県が最低制限価格制度の中で動いているからです。やはり、現場での施工性の地理的条件がかなり厳しいことを勘案し、適正な品質のものが完成品として引き渡せるかも考え最低制限価格を設定しました。</p> <p>数量、構造タイプ、標準歩掛りも全て公表されていますので、沖縄県は入札前に設計金額を公表します。業者はその設定額を見込んで、あとは企業努力でどこまで落とせるか。さらに今回の業者はほとんど林道工事の実績がある業者であり、工期短縮や施工性、経済性に自信があるということで最低制限価格ぎりぎりまで応札したと思います。かなりの競争原理が働いたと思っております。</p> <p>A5 4番の交通管制センター改良工事（端末設備）は65%、5番の真喜屋大川真喜屋橋上部工工事は83%、6番のチイバナ林道開設工事は79%、7番の中城湾港（西原与那原地区）防波堤（南）（内）工事は84%です。</p> <p>沖縄県の最低制限価格については、平成17年度の談合事件後の入札制度見直しの中で、財務規則に規定する率を従来の予定価格の60～80%から65～85%に変更しました。</p> <p>具体的な設定方法は、その率の範囲内で、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」の算出額（直接工事費＋共通架設費＋現場管理費の1/5）を基本に、予定価格設定者が設定するという仕組みです。</p>

意見・質問	回答
<p>Q 6 指名競争入札の伊良部大橋橋梁整備第2期工事（桁製作ヤード造成）の入札結果報告書に最低制限価格未満の応札が数件ありますが、次回からその旨をわかりやすく記入していただきたいと思えます。</p> <p>また、指名競争入札の久部良漁港防風施設工事は、工事現場の与那国はむしろ台湾に近いのですが、工事費や材料費はかなり割高になるのではないかという気がします。それは予定価格の中に全部織り込んで設計しているのですか。</p>	<p>A 6 運搬費等は全て運賃エキストラとして歩掛り等で示してありますので、それを利用して現地で到着したときの値段はすべて設計の中に反映しております。</p>
<p>Q 7 そうしますと、石垣市あたりをキーポイントにして輸送費を中に織り込んでいるということに理解してよろしいですか。</p>	<p>A 7 はい。そのとおりでございます。</p>
<p>Q 8 一般競争入札の石川高区調整池築造工事では、代表構成員の資格要件が経審の総合評定値 1,015 点以上として設定されています。どのように決定したのですか。</p>	<p>A 8 県内の特A業者は100社程度ありますので、その半数の応募を想定したところの点数を設定したということです。</p>
<p>Q 9 一般競争入札の那覇浄化センター管理棟受変電設備工事（E-06）は公告前の応募見込み対象業者数が59社となっています。応募の結果は3JVの4組ということで非常に少ない印象を受けるのですが、それは絞り込むための資格要件で選別されたということですか。</p>	<p>A 9 そうです。この見込み対象業者数は、経審の総合評定値が1,000点以上の業者の数になります。その他の資格要件として、本工事で使用する使用器機を自社工場で製作しているものであること、さらに特定建設業の許可を受けているもの、配置予定技術者の資格要件、過去10年間の同種の施工実績等の資格要件を加えて応募しますので、やはり応募する数が少なくなり結果として4組ということです。</p>

意見・質問	回答
<p>Q10 浄化センターでの古い設備と新しい設備の整合性が必要なので、要するにリーズナブルにきちっと施工するとなると相当数が限られてくるということなのではないでしょうか。 県内業者からの応募があってもよさそうだと思いますがどうですか。</p>	<p>A10 はい。プラント工事であり、普通の電気製品を買ってきて取り付けるものと違いまして、その現場に合ったものを製作しまして、それを備え付ける作業です。その現場もよく知っていて、実際に設計して物を作れないと、このプラントに合わせることはできません。そういう制約がありまして結局4組ということになっております。</p>
<p>Q11 そういうことでメーカーが応募業者の中にいるということですか。</p>	<p>A11 そうです。ただし、地元業者も育成する必要があり、3社共同企業体のうち構成員の資格要件はすべて県内業者としてございます。</p>
<p>Q12 随意契約の真地久茂地線街路改良工事（H18-1工区）は、もともと請け負っていた業者が破産して、別の企業に随意契約で発注せざるを得なかったことによって、どれだけの予算が増えたのですか。それとも当初の予算の範囲内で収まったのですか。</p>	<p>A12 倒産した業者の出来高分については引き取り解約しますので、残りの工事の分を発注しますので予算上は同じです。既に払っていた前払金は西日本建設保証（株）が補償し戻ってきますので、特に損失はありませんでした。</p>